

住民票・印鑑登録証明書

自動交付機で取得できます

市民課(市役所1階)前の自動交付機の稼働時間が、1月4日から、平日のみ午後7時まで延長(従来は午後5時まで)されています。

自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前 (市役所1階)	午前8時30分～午後7時 (第2・第4日曜日は午後5時まで)	土・日曜日(第2・第4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
三里塚コミュニティセンター (☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設に問い合わせてください)
中央公民館 (☎27-5911)		

自動交付機を利用するには、あらかじめ暗証番号が登録された専用カードが必要です。専用カードには、住民票と印鑑登録証明書が取得できる「印鑑登録証・なりた市民カード」と、住民票のみが取得できる「なりた市民カード」の2種類があります。

専用カードの交付申請の際には暗証番号(4けたの数字)の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。

必要な物 印鑑登録証(すでに印鑑登録している人)、印鑑(新規で印鑑登録する人は登録する印鑑)、官公署発行の顔写真付き本人確認書類

受付場所 市民課(赤坂・遠山分室では受け付けできません)、下総・大栄支所市民福祉課
顔写真付き本人確認書類がない場合は、登録する印鑑と本人確認できるもの(保険証や年金手帳

など)を持って申請してください。後日、申請人の意思確認のための「照会書」を自宅に郵送しますので、「回答書」欄に押印し必要事項を書いて、申請窓口を持ってきてください。

顔写真付き本人確認書類がない人でも、成田市に印鑑登録している人を保証人として申請した場合は即日交付が受けられます。その際、保証人の登録印が押印され、登録番号・住所・氏名の書かれた保証書が必要になります。

※自動交付機で使用できる紙幣は千円札のみ、硬貨は10円以上です。くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-11113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

伸び過ぎた樹木 適正な管理を

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車・歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定や垣根の刈り込みなど、

所有者は適正な管理をお願いします。

剪定した枝は、ごみ収集袋(燃やせるごみ・可燃ごみ)に入れ、集積所へ出しましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。



固定資産の縦覧・閲覧 4月1日から 資産税課で

平成23年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、固定資産課税台帳の閲覧期間は下表の通りです。

希望する人は運転免許証や保険証など、本人確認できるものを持ってきてください。

固定資産の縦覧・閲覧

	縦覧	閲覧
内容	土地、家屋価格等縦覧帳簿で、周辺の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できます	自分の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。借地人・借家人なども借用部分の閲覧ができます
期間	4月1日(金)～5月2日(月)(土・日曜日、祝日を除く)	4月1日(金)から(土・日曜日、祝日を除く)
時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分
対象	納税者本人、納税者の委任状を持ってきた人、納税管理人	所有者本人、所有者の委任状を持ってきた人、納税管理人、借地・借家人(賃貸借契約書が必要)
その他	固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、固定資産評価審査委員会に文書で審査を申し出ることができます	

※くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

**市営水道・市営簡易水道・下水道
使用開始・中止の
申し込み**

市では、市営水道・市営簡易水道・下水道の料金・使用料に関する事務を(株)ジェネッツに委託しています。

使用開始・中止・名義変更・口座振替の申し込みの手続きは、次の「受付専用ダイヤル」で行ってください。

また、ジェネッツのホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。

受付専用ダイヤル＝ジェネッツ成田営業所(☎22・8880)
ホームページ＝<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイト＝<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>(QRコードあり)

引越しのときは早めに連絡してください。

成田ニュータウン地区で

県営水道を使用している人の連絡先は、県水お客様センター(☎0570・001245)になります。



※くわしくは市水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

**前期危険物取扱者
試験日程と
受験者講習会**

危険物取扱者試験

期日＝6月12日(日)

会場＝日本大学生産工学部津田沼校舎(習志野市)

受験手数料＝甲種5、000円、

乙種3、400円、丙種2、700円

受付期間＝4月5日(火)～13日(水) (土・日曜日を除く)

申込方法＝各消防署が消防本部予防課(市役所地下1階)にある受験願書に必要事項を書いたものと受験手数料の受付証明書を添付して同課へ

受験者講習会

日時＝4月27日(水) 午前9時30分～午後4時45分

会場＝国際文化会館

受講料＝3、500円(テキスト代は別)

受付期間＝4月5日(火)～13日(水) (土・日曜日を除く)

申込方法＝消防本部予防課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shobo/>)にある申込書に必要事項を書いた

ものと受験料を持って同課へ※くわしくは同課(☎20・1559)へ。

**し尿のくみ取り
引越す前に
必ず連絡を**

引越すなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要がなくなった場合は、早めに環境衛生課へ連絡してください。

また、世帯主の名義が変更になった場合も、連絡をお願いします。料金は口座振替で

料金の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めします。納入通知書・預金通帳・届け出印を持って市内の各金融機関に申し込んでください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

**迷惑駐車
運転者のモラルに
かかっています**

最近、駅周辺だけでなく住宅街などでも迷惑駐車が横行し、取り締まりを強化してほしいという要請や苦情が後を絶ちません。

迷惑駐車は緊急車両の通行の妨

げになり、特に消火栓・曲がり角・車庫の出入り口付近などに止めることは、市民生活に重大な影響を及ぼします。

市では、街頭での啓発などを通じて運転者の意識改革を訴えており、警察署に取り締まりの要請もしています。

しかし、迷惑駐車無くすには最終的に運転者一人一人のモラルや良心に頼らざるを得ません。

迷惑駐車をする人には、近くの居住者や関係者が多いと思われるので、駐車場の確保について周囲の人たちと話し合ってみてください。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

地デジの準備
お済みですか?

でんわ急げ!
デジサポへ



☎043-333-7100

平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～18:00

デジサポ千葉は、総務省千葉県テレビ受信者支援センターの愛称です。

中小企業資金融資制度

運転資金や 設備資金などに

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

資金の種類と限度額

- 設備資金…3,000万円
- 運転資金…1,500万円
- 零細企業向け資金(運転・設備)…750万円

○季節資金…300万円
利率(年率)

- 運転・設備・零細企業向け資金
 - ・1年以内…2・7%
 - ・1年を超え3年以内…3・0%
 - ・3年を超え5年以内…3・1%
 - ・5年を超え10年以内…3・3%
- (設備資金のみ)

- 季節資金
 - ・6カ月以内…2・6%
 - ・12カ月以内…2・5%
- ※くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

農薬の安全使用 飛散による被害を防ぐために

住宅地に近接した家庭菜園・農地・垣根などの管理には、農薬の

飛散による住民への健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使わないことを心掛けましょう。農薬を散布せざるを得ない場合は、飛散防止に十分配慮しましょう。



農薬の使用回数と量を減らす

- 病虫害や雑草を早期に発見する
- 「毎年同じ時期に散布しているから」といった理由での定期的散布はやめる
- 栽培前に、病虫害に強い作物や樹木・品種を検討する
- 連作を避け、適切な土作りや施肥をする
- 農薬以外での防除を優先させる
- 飛散防止に配慮する
- 飛散しない農薬を選ぶ
- 風が弱いときなど、天候や時間帯

帯を選んで散布する。近くに学校・通学路がある場合、子どもに影響が出ないように注意する。ラベルに記載された内容に従って農薬を使用する

散布区域に人が入らないよう対策を立てる

- 事前に十分な周知を行う
- 散布する場合は、周辺住民への事前の連絡や、看板による告知などで十分に周知する。散布をする場所の近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者などにも連絡する
- 使用履歴を記録して保管する
- むやみな現地混用は行わない
- 情報がない状況での現地混用、特に有機リン系同士の混用はしない

※くわしくは農政課(☎20-1541)または農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>)へ。

中小企業 経営の安定を 支援します

業況の悪化している業種に属する中小企業が、売り上げの減少などにより経営の安定に支障をきた

している場合、金融機関を通じて保証付き融資を利用できる制度があります。

現在は、一部の例外を除き全業種(82業種)が対象となっていますが、4月1日から対象が48業種になりますので注意してください。

保証の申し込みには、市町村による認定が必要になりますので、早めの申請をお願いします。

※くわしくは中小企業庁金融課(☎03-3501-2807)または同庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)へ、認定についてはくわしくは市商工課(☎20-1622)へ。

赤坂消防署 建て替え工事により 一時移転します

市では、赤坂消防署の庁舎の老朽化、耐震性の不足から、3月23日～平成25年3月31日の間、現在の庁舎の解体、現在地での新庁舎建築工事を実施します。

工事期間中は、職員・車両などを公津分署に配置して業務を行います。電話・FAX番号の変更はありません。

新庁舎完成までの間、市民の皆様

さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。 ※くわしくは消防本部総務課(☎20-1590)へ。

農業用施設 近くでは遊ばせないで

農業用施設の水路などには危険な場所もあり、人身事故が発生しています。特に、休日や春休み期間は、幼児や児童の水難事故が多発して大変危険です。

水路や水門、揚水機場、排水機場などの近くでは、子どもを遊ばせないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

植物採取 禁止



公園地内の植物などの採取は禁じられていますのでご注意ください。